

令和8年度 東松島市



物価高騰対策住宅リフォーム支援事業のご案内

物価高騰の影響による住宅リフォーム費用の負担を軽減し、あわせて市内施工業者の受注機会を確保するため、リフォーム工事費の一部を補助します。

■ 受付期間

開 始	終 了
令和 8 年 9 月 1 日(火)	令和 8 年 12 月 25 日(金)

※予算がなくなり次第、受付を終了します。早めに申請ください。

■ 申請受付場所・受付時間

東松島市役所 鳴瀬庁舎 2 階 建設課 建築係 ※鳴瀬庁舎2階になります
(住所:宮城県東松島市小野字新宮前 5)
平日 8 時 30 分～17 時 15 分 (※土日祝日を除く)

■ 補助対象者

下記の 4 つの要件をすべて満たす方が対象です。

	要 件
1	東松島市に住所を有し、補助対象住宅に現に居住する所有者またはその親族であること
2	市税等を滞納していないこと
3	暴力団員等またはその関係者でないこと
4	本事業の補助金の交付を受けていないこと

■ 補助対象住宅

補助対象者が現に居住している個人住宅 または 併用住宅

※ 補助対象外となる住宅

・貸家その他自己の居住の用に供していないもの、将来居住する予定の住宅

■ 補助対象工事

下記の 4 つの要件を全て満たすリフォーム工事が対象です。

	要 件
1	市内施工業者(市内に本店を有する法人又は住所を有する個人事業者)が補助対象者と契約により実施する工事であること
2	工事に要する経費(補助対象外経費を除く)の合計が 50 万円以上(消費税及び地方消費税を含む)の工事であること
3	補助対象者が居住する住宅部分の工事であること ※併用住宅の非住宅部分は対象外
4	令和8年4月1日(水)以後に契約を締結し、令和9年2月26日(金)までに完了する工事であること

■ 補助金の額

補助額は、その工事費の 10%で、上限は 10 万円です。

なお、1万円未満の端数は切り捨てとなります。

計算例

補助対象工事費(税込)	計算式	補助金額
30 万円	補助対象外	—
58万円	$58\text{万円} \times 10\% = 5\text{万}8\text{千円}$ → 1万円未満端数切捨て	5万円
100万円	$100\text{万円} \times 10\% = 10\text{万円}$	10万円
200万円	$200\text{万円} \times 10\% = 20\text{万円}$ →上限適用	10 万円

■ 申請から補助金受け取りまでの流れ

[STEP 1] 補助金承認申請書の提出(規則第 8 条)

「補助金承認申請書(様式第 1 号)」に必要書類を添えて建設課へ提出

提出書類

	書類名	備考
☐ 1	補助金承認申請書(様式第 1 号)	
☐ 2	見積書 の写し	契約前の場合
	契約書 及び 工事内訳書 の写し	契約済の場合
☐ 3	工事内容が分かる図面等	
☐ 4	他の補助や保険金等を活用する場合、補助及び補填される金額のわかる書類	該当者のみ
☐ 5	その他市長が必要と認める書類(工事前の写真)	



[STEP 2] 市による審査、補助金承認の可否決定(規則第8条第2項)

市から「補助金承認通知書(様式第2号)」が送付されます。



[STEP 3] 工事完了



次ページへ続く

〔 STEP 4 〕 補助金交付申請書兼請求書(規則第11条)

工事完了後、30 日以内又は令和 9 年 2 月 26 日のいずれか早い日までに「補助金交付
補助金交付申請書兼請求書(様式第 7 号)」に必要書類を添えて建設課建築係へ提出

提出書類

	書類名	備考
☐ 1	補助金交付申請書兼請求書(様式第 7 号)	
☐ 2	工事契約書 及び 工事内訳書 の写し	承認申請時に提出済 の場合は不要
☐ 3	領収書の写し	
☐ 4	その他市長が必要と認める書類 (工事前後の写真等)	



〔 STEP 5 〕 市職員による現地確認

実際に工事が行われた箇所について、市職員が現地確認に伺います。



〔 STEP 6 〕 市による審査、補助金交付の可否決定(規則第12条)

市から「補助金交付決定通知書(様式第8号)」が送付され、その後指定口座に補助金
が振り込まれます。



知っておいていただきたい大切なこと

・ 工事内容の変更する場合

工事内容を変更する際は、必ず事前に「補助金変更承認申請書(様式第4号)」を提出
し、承認を受けてください。(規則第9条)

・ 契約トラブルについて

市は、補助対象工事に係る施工業者の選定、契約及び施工に伴い発生した紛争や損
害について、一切の責任を負いません。(規則第 15 条)

■ 補助対象外経費 一覧

種別	区分	内容	備考
1 外構工事に係る経費 (購入、設置、修繕、工事等)	フェンス等	フェンス、門塀、門柱、スロープ等	
	舗装等	舗装、インターロッキング、砕石敷等	
	造園等	造園、植樹、植栽、剪定等	
	外部電気設備	外灯、電気自動車用電源等	
2 取り外し可能な製品等に係る経費(購入、更新、設置、修繕、工事等)	消耗品等	消耗品、備品等	
	空調・暖房設備	エアコン、各種冷暖房設備等	
	宅配・郵便設備	宅配ボックス、郵便ポスト等	
	情報通信・防犯設備	電話、インターホン、防犯カメラ、各種情報通信機器(テレビ、インターネット等)配線配管等	居室等のリフォーム工事と一体的に実施する場合は対象とする。
	内装建具類	畳、襖、障子、網戸等	居室等のリフォーム工事と一体的に実施する場合は対象とする。
	照明・電気設備	照明器具、照明スイッチ、電源コンセント、火災警報器、インターホン、各種電気配線等	居室等のリフォーム工事と一体的に実施する場合は対象とする。
	家具・家電	家具(備え付け家具を含む。)、カーテン、ブラインド、電気製品、家電製品、インターネット関連機器等	
	浴室設備等	浴槽、風呂釜、手洗器、洗面化粧台、浴室乾燥機、換気扇、洗濯機パン等	浴室、洗面所等のリフォーム工事と一体的に実施する場合は対象とする。
	衛生設備等	便器、温水洗浄便座、手洗器、換気扇等	トイレ等のリフォーム工事と一体的に実施する場合は対象とする。
	台所設備等	コンロ、IHヒーター、食器洗浄機等	台所等のリフォーム工事と一体的に実施する場合は対象とする。
	給水給湯設備	ガス給湯器、電気給湯器、エコキュート、瞬間湯沸かし器等	浴室、台所、トイレ等のリフォーム工事と一体的に実施する場合は対象とする。
	再生エネルギー設備	太陽光発電設備、風力発電設備、蓄電池等	
	資材購入	工事を伴わない建築資材等の購入	

3 住宅以外の建物に係る経費(購入、設置、修繕、工事等)	別棟建物	車庫、物置、カーポート、駐輪場等	
	非住宅部分	併用住宅の非住宅部分	
4 解体工事に係る経費	建物等撤去	住宅、附属建物、ブロック塀等の解体撤去	補助対象工事に伴う部分解体を除く。
5 その他の経費	違法建築物	建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他の各種法令等に違反する建築物に関する工事	
	清掃等	ハウスクリーニング、排水管清掃、シロアリ等の害虫駆除	
	申請手数料	官公庁又は建築確認審査機関等への各種申請手数料	
	市長判断	その他市長が補助対象経費として適当でないと認めるもの	

■ ホームページ・各種申請書様式ダウンロード

申請書の様式は、東松島市公式ホームページからダウンロードできます。

[ホームページへのリンク URL]

<https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/kurashi/sumiyoimachini/sumai/shiminmuke/rifoumu.html>



【2次元コード】

📞 お問い合わせ・申請書提出先

担 当	東松島市 建設部 建設課 建築係 ※鳴瀬庁舎2階になります
住 所	〒981-0303 東松島市小野字新宮前 5 (鳴瀬庁舎)
電 話	0225-82-1111(内線 2202・2203・2204)
受付時間	平日(※土日祝日を除く) 8 時 30 分～17 時 15 分